

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年12月27日(2007.12.27)

【公表番号】特表2007-512377(P2007-512377A)

【公表日】平成19年5月17日(2007.5.17)

【年通号数】公開・登録公報2007-018

【出願番号】特願2006-541731(P2006-541731)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/7088 (2006.01)

A 6 1 K 35/76 (2006.01)

A 6 1 P 17/02 (2006.01)

C 1 2 N 15/09 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/7088

A 6 1 K 35/76

A 6 1 P 17/02

C 1 2 N 15/00

A

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月6日(2007.11.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

創傷を有する被験体の皮膚において瘢痕を減少させるための組成物であつて、該組成物は、発現力セットを含むポリヌクレオチドを含み、該発現力セットはp21^{W A F 1 / C i}_{p 1}をコードするポリヌクレオチドに作動可能に連結されたプロモーターを含む、組成物。

【請求項2】

前記DNAがベクターの一部であることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記ベクターがウイルスベクターである、請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

前記ウイルスベクターがアデノウイルスベクターである、請求項3に記載の組成物。

【請求項5】

前記アデノウイルスベクターが複製能欠失アデノウイルスベクターである、請求項4に記載の組成物。

【請求項6】

前記組成物の投与が、未処置の創傷における瘢痕と比較して、前記創傷におけるケロイドまたは肥大性瘢痕を減少させることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項7】

前記アデノウイルスベクターが前記創傷1cm²あたり10⁵～10⁹粒子数(PN)の用量で投与されることを特徴とする、請求項4に記載の組成物。

【請求項8】

前記ベクターが生体適合性マトリックス中で投与されることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の組成物であって、ここで前記マトリックスは、膠原性の組成物、金属組成物、ヒドロキシアパタイト組成物、バイオガラス組成物、アルミニン酸塩組成物、バイオセラミック物質組成物、精製されたタンパク質の組成物または細胞外マトリックス組成物を含む、組成物。

【請求項 10】

前記マトリックスが膠原マトリックスである、請求項 8 に記載の組成物。

【請求項 11】

前記皮膚が火傷をしている、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 12】

発現力セットおよび薬学的に受容可能な賦形剤を含む薬学的組成物であって、ここで該組成物は局所的投与に適し、そして該発現力セットは p 2 1^{W A F 1 / C i p 1} をコードするポリヌクレオチドに作動可能に連結されたプロモーターを含む、薬学的組成物。

【請求項 13】

前記発現力セットが生体適合性マトリックスに含まれる、請求項 1 2 に記載の薬学的組成物。

【請求項 14】

前記マトリックスが前記発現力セットを含むウイルスベクターを含む、請求項 1 2 に記載の薬学的組成物。

【請求項 15】

前記ウイルスベクターがアデノウイルスベクターである、請求項 1 4 に記載の薬学的組成物。

【請求項 16】

前記アデノウイルスベクターが複製能欠失アデノウイルスベクターである、請求項 1 5 に記載の薬学的組成物。

【請求項 17】

請求項 1 2 に記載の薬学的組成物であって、前記マトリックスが、膠原性の組成物、金属組成物、ヒドロキシアパタイト組成物、バイオガラス組成物、アルミニン酸塩組成物、バイオセラミック物質組成物、精製されたタンパク質の組成物または細胞外マトリックス組成物を含む、薬学的組成物。

【請求項 18】

前記マトリックスが膠原マトリックスである、請求項 1 2 に記載の薬学的組成物。